

ボリビア

諸外国の信教の自由に関する報告書（2008年）

国務省民主主義・人権・労働局 発表

ボリビア憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。この権利については、各レベルの法律によって、政府または民間による侵害に対する全面的な保護がなされている。

ボリビア政府は実際に、信教の自由をおおむね尊重している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別は報告されていない。

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ボリビア政府との間で信教の自由の問題について議論している。

第I部 信者の分布

ボリビアの面積は42万4164平方マイル、人口は900万人である。ボリビア国家統計局の2001年度調査によると、人口の78%がローマカトリック、16%がプロテスタントまたは福音派で、3%がキリスト教に由来する他の宗教を信じているほか、2.5%が一切宗教を実践しておらず、0.2%未満がイスラム教、バハイ教、ユダヤ教、仏教および神道など、キリスト教以外の信者だと申告している。習慣的に宗教を実践している人のうち、56.5%がカトリック、36.5%がプロテスタントまたは福音派で、7%が他のキリスト教系の宗派に帰属している。都市部では、人口の80%がカトリックで、14%がプロテスタントまたは福音派である。農村部では、人口の74%がカトリックで、20.5%がプロテスタントまたは福音派である。

人口の約55%は自身を先住民だと考えており、その内訳は29%がケチュア、24%がアイマラ、1%がチキタノ、1%がグラアニーである。それ以外の先住民グループもいくつか存在するが、いずれも人口の0.5%以下である。人口の約30%が自身をメスティーソ（先住民とヨーロッパ系の混血）だと考えており、15%が白人だと答えている。

先住民人口は農村部で多い。農村部では正規のカトリック教会が比較的弱い傾向が

あるが、その原因は、リソースが不足していることに加え、伝統的な姿勢に代えて正統的なカトリックの実践と信仰を根づかせようとする教会の取り組みに対して、先住民が文化的に抵抗したためである。多くの個人においては、数世紀にわたるカトリック信徒としての自覚が、母なる大地であるパチャママや、幸運、豊穡および一般的な豊かさをつかさどる伝統的な土着の神エケコ（1月24日にはエケコの祭りが幅広く開催される）などに特に見られる、伝統的な信仰や儀式への親しみと共存してきた。一部の先住民指導者は、キリスト教主義を完全に排除しようとしてきたが、その取り組みは、「土着信仰のみ」の信者数を大幅に増やすまでには至っていない。

末日聖徒イエスキリスト教会（モルモン教）では、モルモン教会の会員を約14万人と見積もっている。モルモン教徒はボリビア全土に存在するが、世界最大規模のモルモン教会があるコチャバンバに特に多い。およそ600人からなるユダヤ教コミュニティも全国に広く存在し、ラパス、コチャバンバおよびサンタクルスにシナゴグがある。ムスリムは1000人程度と見られ、ボリビア生まれの改宗者と移民がいる。ムスリムには、モスクの役割も果たす文化センターがラパス、サンタクルスおよびコチャバンバにあり、スンニ派のものが主流である。シーア派はラパスに小さなコミュニティがある。韓国からの移民がラパスにキリスト教会をもつ。多くの韓国人移民と、中国人移民と日本人移民の大多数はラパス、コチャバンバおよびサンタクルスに住み着いた。サンタクルスには、福音派および長老派と結びつきのある韓国人移民らが建設した大学がある。ボリビア全土に仏教と神道のコミュニティがあり、しっかりしたバハイのコミュニティも存在する。

第II部 信教の自由の現状

法と政策の枠組み

ボリビア憲法は信教の自由を定めており、その他の法律および政策は、宗教のおおむね自由な実践に寄与している。この権利については、各レベルの法律によって、政府または民間による侵害に対する全面的な保護がなされている。ボリビア憲法は国家がカトリック教会を認め、支援する旨を定めている。2008年か2009年に国民投票にかけられる可能性のある新憲法の草案では、カトリック教会にそうした特別な地位は認められない。

ボリビア政府とカトリック教会の間の合意書により、教育、医療および社会福祉の分野におけるカトリック教会の支援が正式に定められた。政府はカトリック教会に有限の財政支援を行ったが、教会側のサービス提供にかかる支出は、支援額を大幅に超えている（教会の支援がなければ、こうしたサービス提供は政府の責任となる）。政府とカトリックの指導者は、新憲法で正式に教会が認められるかどうかにかかわらず、両者間の合意書が今後

も有効であり続けることを期待した。カトリック教会は、カトリック司教協議会を通じてわずかながら政治的影響力を行使した。慣習により、政府は時折、政治的対立の仲裁をカトリック教会に要求してきたが、これは法律で正式に定められたものではない。2008年3月、モラレス大統領はカトリック教会に対し、政府と、野党の県知事との間の対話をとりますよう依頼した。2008年4月、モラレス大統領はカトリック教会への失望を表明した後、サンタクルス県での土地の権利問題について、カトリックに代りメソジスト教会に支援を求めた。テラス枢機卿が自らの故郷サンタクルス県の自治に関する県民投票で実際に投票したことを受け、大統領は2008年5月、カトリックはもはや国の対話における「有効なファシリテーター」を務められなくなったと発言した。モラレス政権はこの県民投票を違法かつ違憲だと見なしていた。数日後、大統領は再び、カトリック教会がファシリテーターの役割を果たす可能性を認めた。

ボリビア政府は聖金曜日、聖体祝日、万霊節およびクリスマスを国民の祝日としている。

非カトリックの宗教組織および伝道団体を含め、法的代理権の取得を求める非政府組織(NGO)は、認可を受けるため各県の知事局に登録しなければならない。さらに、非営利の宗教組織および伝道団体は、宗教的結社として認知を得るため、外務省宗教局長室に登録しなければならないが、宗教局長室には強制執行の制度がない。宗教局長に登録している宗教組織の数は推計380団体で、2007年には約30の新団体が登録申請を行った。登録済みの宗教組織は税控除を受けられる。2年続けて宗教局長に年次報告書を提出しなかった宗教組織は登録を抹消されるものの、その旨の通知は事前に当該宗教組織に付与される。カトリック教会は特別な地位にあるため、当該報告要件に従っていない。

未登録宗教団体の集会在政府に制限されたという報告はなかったが、税や関税の優遇措置および他の法的利益を得るためには登録が不可欠である。外務省は、信仰の内容によって宗教組織に関する法的認知を拒否することはできず、登録料も徴収していない。しかし、その手続には普通、法律家の支援が必要であり、かなりの時間がかかることもある。一部の団体は正規登録を行わず、非正規に運営を行っている。海外から資金を受ける宗教団体はボリビア政府との間で、枠組み協定(協定期間が3年で、しかも、当該団体に他のNGOと同じ司法的地位を享受させ、非課税資格を持たせることを認める内容)を締結できる。

一部の公立学校ではカトリックに基づく宗教的指導を行っている。カトリックの指導は法律で選択可能となっており、カリキュラム資料にもその旨が記載されている。カトリック指導に参加すべしとする学生仲間からの圧力はあるものの、そうした圧力も最近では弱まっている。公立学校では、他の宗教団体の学生向けに非カトリックの指導は行われていない。

異宗教間理解の促進が異宗教間会議で表明されたが、政府はそのために積極的な役割を果たさなかった。カトリック団体、プロテスタント団体およびモルモン教団体の間では、社会、医療および教育プログラムに関し、異宗教間理解が進んだ。2006年、ボリビア政府は、土着宗教の信仰および儀式の復活を提唱し始めた。政府行事の前には、政府が認めた土着宗教の儀式が折にふれ実施された。政府高官はカトリックのミサと土着宗教の儀式の両方に公務として出席した。

信教の自由に対する制限

ボリビア政府は実際に、信教の自由をおおむね尊重している。本報告書の対象期間においては、政府が信教の自由を尊重する状況に変更はなかった。

国内に、宗教を理由とした収監者または拘留者の報告はなかった。

強制改宗

米国から誘拐または不法に連れ去られた未成年の米国市民を含め、強制改宗の報告はなく、その米国市民の米国への帰国を許可しないという報告もなかった。

第 III 部 社会的虐待と差別

宗教的な帰属、信条または実践に基づく社会的な虐待や差別は報告されていない。モルモン教は時折差別を受けているが、それはモルモン教の信仰が必ずしも原因ではなく、むしろ、モルモン教会がアメリカ合衆国政府と結びついているとの誤った認識によるものである。本報告書の対象期間中を通じて、ムスリム、ユダヤ、バハイ、カトリックおよび土着社会の指導者は、異宗教間会議の開催を継続した。土着信仰団体とカトリック教会の信者間にはあつれきもあつたが、カトリック教会はこれを差別とは認めなかった。

第 IV 部 米国政府の政策

アメリカ合衆国政府は包括的人権促進政策の一環として、ボリビア政府との間で信教の自由の問題について議論している。米国大使および他の大使館員は、**外務・礼拝省**高官、主要な宗教指導者、およびローマ教皇大使と定期的な会合を続けた。

2008年9月19日発表